\bigcirc

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)(抄) 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

四の四四 を含有する製剤。 エタノール一○%以下を含有するものを除く N | (二-アミノエチル) -二-アミノエタノール及びこれ ただし、 N | (ニーアミノエチル) ―ニーアミノ

四の五~四の七 略

五~十三の三 (略)

十三の四 ロメトキシ)フエノキシ エチル―三・ 七| ―四―キノリル=メチル=カルボナート ジメチル 六| 匝

(略)

及びこれを含有する製剤

十四~二十一 略

二十二 カドミウム化合物。 ただし 硫黄 カドミウム及びセレンか

ら成る焼結した物質を除く。

―アミノエタノール二○%以下を含有するものを除く。

(新設)

四 の 四 れらのいずれかを含有する製剤。ただし、L―二―アミノ―四― ノイル〕ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その塩類及びこ (ヒドロキシ) (メチル) ホスフイノイル] ブチリル―L―アラニ L―二―アミノ―四― [(ヒドロキシ) (メチル) ホスフイ

四の五・四の六 (略)

ル―L―アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

五〜十三の二 (略)

十三の三 〇一エチル=S・S―ジプロピル=ホスホロジチオアート ル=S・S―ジプロピル=ホスホロジチオアート三%以下を含有す る徐放性製剤を除く。 (別名エトプロホス) 五%以下を含有する製剤。 ただし、)ーエチ

(新設)

(トリフル

オ

十三の四 含有するものを除く。 ―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート二%以下を (別名エチオフエンカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、 二—エチルチオメチルフエニル—N—メチルカルバメート

十四~二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物

(33) (91) (略))アセトニトリル及びこれを含有する製剤	―ジチオラン―二―イリデン」(一H―イミダゾール―ーーイル	(32) (E) — [(四RS) —四— (二—クロロフエニル) ——・三							(5) 角 (31) (8)	四		(1) { (3) (略)	げるものを除く。	三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲		三十一の三(略)	ド一〇%以下を含有するものを除く。	三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミ		二十二の二~三十一(略)
(31) 二一 (四―クロロフエニル) ―二― (一H―一・二・四―トリ			(新設)	トリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤	—イン———イル)アミノ]—— H—ピラゾール—四—カルボニ	一・五一a] ピリジン―二―イル) ―五― [メチル(プロプ―二	(30) 一一 (三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ [(5) (29) (略)	ルフエニル)―四―エチルスルフイニル―一H―ピラゾール―三	(4) 五―アミノ―一― (二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチ)	(新設)	(3) アセトニトリル四○%以下を含有する製剤	(1) { (2) (略)	げるものを除く。	三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲	メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	三十一の二 四―ジアリルアミノ―三・五―ジメチルフエニル―N―		(新設)	三十一 酸化水銀五%以下を含有する製剤	二十二の二~三十の六 (略)

2 (略)	2 (略)
三十三~百九 (略)	三十三~百九 (略)
(91) { (172) (略)	
(-	(94) (176) (略)
	イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
	・三―ジチオラン―二―イリデン』(一H―イミダゾール―一―
(新設)	(93) (E) — [(四R) —四— (二・四—ジクロロフエニル) ——
	ロール)二・五%以下を含有する製剤
	メチル)アミノ] ピラゾール―三―カルボニトリル(別名ピリプ
	リル) ―四― (ジフルオロメチルチオ) ―五― [(二―ピリジル
(新設)	(92) —— (二・六―ジクロロ— α・α・α—トリフルオロ— p—ト
ルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤	
(8) 三・四―ジクロロ→一―シアノ―一・二―チアゾール―五―カ	
(32) (88) (略)	
ニル)及びこれを含有する製剤	
アゾール―一―イルメチル)へキサンニトリル(別名ミクロブタ	